処分年月日	2026 年 10 月 6 日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会員又は金融商品仲介業者の名称	大和証券株式会社
法令等違反行為の概要	【顧客資産の着服】 当該協会員の元外務員甲は、オンラインカジノによる負債が大きくなり、資金繰りに窮するようになった。 このような状況の中、甲は、顧客Ａに無断で、甲が不正な手段で開設した顧客Ａ名義の銀行口座（以下「Ａ銀行口座」という。）を当社における顧客Ａの振込先銀行口座として追加登録をした。その後、甲は、複数回にわたり、顧客Ａ名義の当社証券口座から甲の管理下にあるＡ銀行口座に資金を送金し、オンラインカジノの負債額へ充当した。 なお、甲は、顧客Ａから着服するにあたり、顧客Ａの同意を得ることなく、顧客Ａが保有する株式及び投資信託の無断売買を併せて行っている。 さらに、甲は、顧客Ａ以外の複数の顧客に対しては、「自身（甲）に付与された自社株のストックオプションの行使代金に充てるため、お金を貸してほしい」旨の虚偽の説明を行い、甲名義の銀行口座に送金させる、もしくは、顧客が自宅で保管していた現金を受け取る方法で、金銭を着服した。 このようにして、甲は、複数の顧客から多額の金銭を着服した。
発見の端緒	外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明
参考情報	当該協会員では、本事案を受けた再発防止策として、主に以下の対応を行った。 ・振込先銀行口座の登録及び変更後の振込の際、営業員の上席者や内部管理責任者が顧客に確認するプロセスを導入する。 ・取引報告書の書面等交付方法が顧客に無断で電子交付に変更されたことを受け、高齢顧客については、これらの変更を不正行為点検上の重要な確認項目として位置づけ、通話録音の確認等の実効性向上を図った。 ・不正行為点検において、顧客確認の実施者拡大や点検頻度の見直しを行い、モニタリングの実効性向上を図った。

	・社員が抱える金銭問題について、以下の対応を行い予兆管理の高度化を図った。 ・倫理、服務規律研修の強化や内容の具体化 ・社員の金銭問題を早期に把握するための自己申告書の活用強化 ・上席者による１on１面談等を通じた実態把握の深化 ・外部相談窓口の周知